

昭和六十三年四月二十八日受領
答 弁 第 一 一 七 号

内閣衆質一一二第二七号

昭和六十三年四月二十八日

内閣総理大臣 竹 下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員渡部行雄君提出一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約に追加される議定書の加入に関する質問に対し、別紙 答弁書を送付する。

衆議院議員渡部行雄君提出一九四九年八月一二日のジュネーヴ四条約に追加される

議定書の加入に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の二つの議定書は、戦争犠牲者の保護、戦闘手段の規制、これらの義務の履行の確保等につき詳細に規定するものであり、全体として見れば、一定の意義を有していると考ええる。

他方、これらの議定書は、文民と戦闘員の識別が必ずしも明確に行われていない等の問題点が存在することも否定し得ず、また、主要国の多くにより締結されるには至っていない。

政府は、かかる事情を踏まえ、これらの議定書の締結については、主要国の動向をも見極めつつ慎重に検討していく所存である。